

社会改良と社会民主主義

——ドイツ第二帝制期の社会改良協会——

はじめに

ドイツにおいて労働者が従来の「アウトサイダー」的地位を脱し、同権的な市民としての地位を獲得するようになったのは、ようやくヴァイマル体制期になってのことであった。労働者の団結権の法認、男女の普通選挙制度や労働諸立法等によって、労働者階級の経済的・社会的・政治的同権化が推進されたのである。それは同権化を目指した労働者の長年の運動の積み重ねの上にもたらされたものであったが、当初、労働者のこのような自助運動を支援する者は少なかった。そしてドイツ第二帝制期におけるこの数少ない支援者として第一に挙げられる

一 條 和 生

のが、社会改良の推進による既存体制の安定的維持を目指して活動していた、いわゆる社会改良主義者 Sozialreformer である。

ところで「近代福祉国家の歴史的形成とその胎児的階段とを探ろうとする試み」と呼ばれる、西ドイツ社会国家にかんする歴史研究の最近の一つの特徴は、これら社会改良主義者の一大結集機関であった社会改良協会 Gesellschaft für Soziale Reform の、主としてドイツ第二帝制期の活動に研究者の関心が注がれていることである。たとえば社会改良協会に関する先駆的な研究を試みたU・ラッツは、社会改良協会を中心とした社会改良主義者と、社会民主主義系労働者組織である自由労働組

合 Freie Gewerkschaften との間で「共同行動のプラットフォーム」が築かれたことを確認し、それがドイツにおける家内労働の法制化（一九一一年）にあたって少なからず力があつたことを評価している。また R・ノイハウスは、社会改良協会が労働協約締結の促進等による近代的な労使関係の樹立を目指して啓蒙活動を進めていたことに注目し、協会を「現代社会国家、および近代労働法の祖」とまで高く評価しているのである。ところでこのような西ドイツにおける研究状況といちじるしい対照をなしているのが、わが国におけるそれである。第二帝制期の社会改良団体として社会改良協会はとかく社会政策学会 Verein für Socialpolitik の影に隠れがちで、わが国ではそれに対する本格的な研究はいまだ試みられてはいないのである。そこで本稿においてわたしは、西ドイツにおける上述のような社会改良協会再評価の機運を鑑み、わが国における研究状況の空白を埋めるべく、第二帝制期ドイツにおける社会改良協会の活動を、とりわけその社会民主主義労働者との関係に注目しながら検討してみることにする。

(1) >Weder Kommunismus noch Kapitalismus<. Bür-

gerliche Sozialreform in Deutschland vom Vormärz bis zur Ära Adenauer, hrsg. von Rüdiger vom Bruch, München 1985, S. 7.

(2) Ursula Ratz, Sozialreform und Arbeiterschaft. Die Gesellschaft für Soziale Reform und die Sozialdemokratische Arbeiterbewegung von der Jahrhundertwende bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges, Einzelveröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin, Bd. 27, Berlin 1980, S. 194.

(3) Rolf Neuhaus, Der Dritte Weg: Bürgerliche Sozialreform zwischen Reaktion und Revolution. Die Gesellschaft für Soziale Reform 1901—1914, in: Sozialer Fortschritt, Unabhängige Zeitschrift für Sozialpolitik, 28. Jg., 1979, Sp. 205

(4) ドイツ第二帝制期における団結権問題との関連で社会改良協会を取り上げたわが国の研究として、手塚和彰「ドイツ第二帝制期と団結権——ヴァイマル団結法の起源として——」(上)・(下)、『日本労働協会雑誌』、第二三二号、第二三四号、一九七八年、二二—二九、三四—四五頁。

一 世界政策と社会改良

——社会改良協会の結成と労働者問題——

社会改良協会の結成は、一八九〇年代初頭の社会政策

の「新航路」Neuer Kurs 時代の副産物といえる。なぜならば、この時代が短期的なものにとどまったことが、社会改良協会結成の重要な契機となったからである。第二帝制期ドイツの社会政策の「新航路」時代とは、O・

V・ビスマルクの失脚（一八九〇年）後の、実質的には四年にもみたくないごく短期間を指す。この時代には労働者対策として、それまでのビスマルク的な弾圧策にかわって宥和策がとられた。「新航路」時代の社会政策を担当したのはプロイセン商務省長官H・F・V・ペルレーブシュであり、彼はヴィルヘルム二世の二月勅令⁽¹⁾に基づき、労働者保護の拡充を軸として社会政策の充実に努めたのである。しかしこの労働者宥和策が早急な政策効果をあげず、社会民主党 Sozialdemokratische Partei Deutschlands（略称SPD）の党勢拡大傾向に依然として衰えが見えないと、プロイセンドイツ政府の方針はふたたび転換された。そのためにペルレーブシュは政府内で孤立し、最終的には辞職においこまれた（一八九六年）。そして帝国内務省長官A・G・V・ポザドフスキによって「新航路」時代が再開された一九〇〇年代初頭の一時期と、戦時社会政策が実施された第一次大戦中

とをのぞけば、それ以降はヴァイマル共和国の成立にいたるまで、ドイツでは社会政策の反動時代が続くことになったのである。

ところでペルレーブシュの社会改良志向は、野にくだっても依然として衰えることはなかった。そして彼の新しい社会改良活動の舞台こそ、国際労働者保護立法協会 The International Association for the Legal Protection of Labour ドイツ支部として、一九〇一年に彼が同志とともに結成した社会改良協会であった。協会には、社会政策学会所属のいわゆる講壇社会主義者 Kathedersozialisten やジャーナリストらが結集しただけではなく、労働組合（ただし社会民主主義系はのぞく）、カトリック政党、左派自由主義政党も組織的に参加し、ともに「著述による啓蒙を通じて、ドイツにおいて賃労働者問題の領域で社会改良を促進すること」（社会改良協会規約⁽²⁾）を目標にして、活動を進めることになったのである。⁽³⁾

社会改良協会は、社会問題の解決によって既存体制の安定的維持に貢献しようとしてすでに一八七二年に結成されていた社会政策学会の、いわば姉妹組織であった。会長ペルレーブシュと事務局長E・フランケ自身、社会

政策学会の活動に参加していたし、⁽⁸⁾逆に社会改良協会にはG・シュモラー、L・ブレンターノ、W・ゾンバルトから学会の主要人物が入会していた。社会政策と社会改良とが明確な区別もされずに同義として用いられていた第二帝制ドイツにおいて、⁽⁹⁾社会改良協会と社会政策学会は社会改良の推進を目指すべく共同戦線を敷いていたのである。そして以下で社会改良協会の活動をくわしく検討することによって明らかになるように、この目標の実現を目指した運動にあたっては、協会と学会との間では一種の役割分担がなされていたといえる。すなわち、学究的な組織である社会政策学会は理論面で、政治家や労働組合員、社会改良家らが結集した社会改良協会は実践面で、それぞれ帝制社会における社会改良の促進に貢献することを目指していたのである。

ここで社会改良協会の活動理念を、ベルレープシュととも帝制期の協会において指導的役割を果たしていた事務局長フランケ⁽¹⁰⁾の見解に依拠してまとめておくことにしよう。フランケの社会改良論の最大の特徴は、社会改良が帝国主義政策の一環として位置づけられていたこと、すなわち、こんにち言うところの社会帝国主義 *Socialim-*

perialism, Sozialimperialismus の立場から社会改良が求められていたことである。彼は「兵力、大砲、装甲艦なくしては、通商・文化目的のために世界政策を成功裏に推進することはできない」と考え、ドイツの帝国主義政策を積極的に支持していた。⁽¹¹⁾強力なる艦隊に支えられた帝国主義政策 World Power Policy *Weltmachtspolitik* によって、世界におけるドイツの権力的地位を確保しなければならぬとされた。しかしこのような帝国主義政策はたんに武力を整備すればよしとされるのではなく、国民的な統一こそ、それを成功裏に進めるための大前提と位置づけられていた。しかし当時のドイツとはいえば、労働者には同権的地位が与えられず、彼らはいわば「アウトサイダー」の地位に押しやられ、その多くがSPDを支援し、ますます立憲君主体制への敵意をつのらせていた。国民的な統一どころか、労資の二極分化状況が見られた。そこにフランケは国家的危機状況を見だし、その解消を社会改良によって図ろうとした。かくして「世界政策と社会改良」が、帝国ドイツを支える両輪として要求されることになったのである。⁽¹²⁾

では、社会改良はいかなる方法で推進されねばならぬ

かったのであろうか？ 協会の規約では社会改良の「主要な構成要素」として、「労働者階級のための立法のいっそうの拡充」と、「職業組合と協同組合においてみずからの状態を改善しようとする労働者の活動の促進」とが挙げられていた。⁽¹⁴⁾ 労働者を組合に組織し、労使同権に基づく平和的な労使交渉によって彼らの経済的要求の充足を果たし、このようにして労働者を既存体制と和解させねばならないとされた。⁽¹⁵⁾ そのため団結権の保障、労働協約締結の促進を社会改良協会は強く求めることになり、集会の開催、パンフレットの作成等によって世論の積極的な啓蒙が図られたのである。⁽¹⁶⁾ しかし社会改良協会の活動は、労働組合の活動を側面から支援することだけにとどまるものではなかった。フランケは労働者自助に重きを置いた社会改良論を展開した師ブレントナー⁽¹⁷⁾より、社会改良は「たんに労働者にたいしてだけではなく、労働者とともにおこなわれた時にはじめて成果をもたらしうる」⁽¹⁸⁾ことを学んだ。そこで彼は協会の活動を通じて積極的に労働者のもとに歩み寄り、彼らとの共同行動の場を築こうとした。非社会民主主義系労働組合の社会改良協会への加入はその一つの成果であった。⁽¹⁹⁾ また社会民主

主義系労働組合と自由労働組合にたいしてはより積極的に働きかけがなされ、同組合と何らかの問題をめぐって共同行動をおこし、それを広範な社会民主主義系労働者体制内化の端緒とすることが目指されたのである。

(1) 二月勅令では、日曜労働の禁止、婦人の夜間労働ならびに出産前三週間、出産後四週間の労働の禁止などがうたわれ、あわせて国際的な労働者保護会議の開催が提唱されていた。この勅令を契機に生じたヴェルヘルム二世とビスマルクとの対立が、結局はビスマルクの失脚をもたらした。Vgl. Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz. Ein Beitrag zur Geschichte der innerpolitischen Entwicklung des deutschen Reiches 1890—1914, Historische Forschungen im Auftrag der Historischen Kommission der Akademie der Wissenschaften und der Literatur, hrsg. von Otto Brunner, Peter Rassew und Joseph Vogt, Bd. 1, Wiesbaden 1957, S. 7 ff. 『ユスターン』後の『国家と社会政策』、鎌田武治訳、法政大学出版局、一九七三年、九頁以下、参照。

(2) ヘルレーフシユは営業条例の改正ならびにプロイセン鉱山法の改正を行うとともに、任意制の労働者委員会の設置によって経営内での労働者の利害擁護を試みた。Vgl. Hans-Jörg von Borlepsch, „Neuer Kurs“ im Kaiserreich? Die Arbeiterpolitik des Freiherrn von Borlepsch 1890

bis 1896, Forschungsinstitut der Friedrich-Ebert-Stiftung,

Reihe: Politik- und Gesellschaftsgeschichte, Bd. 16, hsg. von Kurt Klötzbach, Bonn 1987, S. 15 ff.

(3) このころ帝國議會におけるSPDの議席数は一一(一八八七年)、三五(一八九〇年)、四四(一八九三年)と増加した。

(4) 國際労働者保護立法協会は一九〇〇年のハリ万国博覽会を契機に結成された。協会は常設事務局として國際労働局を設置し、労働立法の國際的な發展と協定とに努力した。第一次大戦後その活動は國際労働機關(ILO)に受け継がれた。

(5) 理事会 Vorstand の構成には、社会改良協會の社会的基盤が十分に反映されていた。一九〇二年の時点で同理事會は、中央党 Zentrumspartei の H・ビムツェ、国民自由党 Nationalliberale Partei の H・バーンシェ、キリスト教労働組合 Christliche Gewerkschaften の J・ギーススネルツ、ヒルシュマンナー労働組合 Hirsch-Dunckerische Gewerksvereine の K・ホルトシットマン、元自由労働組合員でキリスト教社会派に転じた C・ティンシヒンデルマン、開明的な經營者 R・レジケ、社会政策学会の W・ンバルト、そしてフランクケ、ムルレーブシユの合計九名で構成された。Vgl. U. Ratz, Sozialreform und Arbeiterschaft, S. 61 ff.

(6) Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, Heft

11, Jena 1903, S. 41.

(7) 第一回大會(一九〇二年)時に社会改良協會の會員数は、個人會員九〇〇人、団体会員(労働組合等)一三〇。

第一次大戦前の段階では、一九一〇年に協會の規模は最大となり、その時点で個人會員一四七五人、団体会員二五二で、後者に含まれる人数は、合計一六〇万人であった。

Vgl. U. Ratz, Sozialreform und Arbeiterschaft, S. 49.

(8) Vgl. Ernst Francke, Die Hausindustrie in der Schuhmacherei Deutschlands, in: Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 87, Leipzig 1899, S. 21—53.

(9) Vgl. R. v. Bruch, Bürgerliche Sozialreform im deutschen Kaiserreich, in: Weder Kommunismus noch Kapitalismus, S. 65.

(10) フランケ(Ernst Francke 1852—1921)はフレンターノの指導のもと、バイエルンの靴製造業にかんする研究で学位をとったあと、チャーナリズム活動に入った。彼は当時『代表的な社会政策の専門誌』『フチアーノ・ブラクニス』『Soziale Praxis. Zentralblatt für Sozialpolitik』(一八九七年創刊。一九一〇年から Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt 一九二八年から廢刊年の一九四四年まで Soziale Praxis. Zentralblatt für Sozialpolitik und Wohlfahrtspflege)の編集長を務めるとして、事務局長として先頭に立って社会改良協會を率っていた。なお『フチアーノ・ブラクニス』は社会改良協會の事實的な機関誌であつ

た。

(11) このやうに帝國主義政策の一環として社会改良を求むる社会帝國主義といふことは、cf. Bernard Semmel, *Imperialism and Social Reform: English Social-Imperial Thought 1895—1914*, London 1960, pp. 13 ff. 『社会帝國主義史——イギリスの経験——』野口建彦・野口照子訳、みまも書房、一九八二年、三頁以下、参照。Vgl. Hans-Ulrich Wehler, Sozialimperialismus, in: Imperialismus, hrsg. von demselben, Köln/Göttingen, 1970, S. 86.

(12) Vgl. Soziale Praxis. Zentralblatt für Sozialpolitik, 9. Jg., 1900, Sp. 340.

(13) Vgl. E. Francke, Weltpolitik und Sozialreform, in: Handels- und Machtpolitik. Reden und Aufsätze im Auftrag der Freien Vereinigung für Flottenvorträge, hrsg. von Gustav Schmoller, Max Sering und Adolf Wagner, Bd. 1, Stuttgart 1900, S. 131 f.

(14) Vgl. Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, Heft 11, S. 41.

(15) Vgl. Hans Freiherr von Berlepsch, Soziale Entwicklung im ersten Jahrzehnt nach Aufhebung des Sozialistengesetzes. Vortrag auf dem 12. Evangelisch-sozialen Kongreß in Braunschweig am 30. Mai 1901, Göttingen 1901, S. 30 f.

(16) Vgl. H. Fthr. v. Berlepsch, Warum betreiben wir

die soziale Reform? Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, Heft 11, S. 19 ff.

(17) フランタノの社会改良論についてはすでに別稿で検討したことがある。拙稿「ハーモ・フランタノと新組合主義」、『一橋論叢』第九九巻、第六号、一九八八年六月、四一—六一頁、「対外的国家本位主義と『官僚制の形而上学』——ハーモ・フランタノと官僚制社会主義——」、『同上誌』第一〇一卷、第二号、一九八九年二月、三二—三五頁、参照。

(18) Protokoll der Verhandlungen des ersten Allgemeinen Heimarbeiterschutz-Kongresses. Abgehalten zu Berlin im Gewerkschaftshaus am 7., 8. und 9. März. 1904, Berlin 1904, S. 178.

(19) 社会改良協会の結成にあたって自由労働組合にも参加が要請されたが、それは拒絶された。

二 社会改良協会の第三の道

社会改良協会に結集した社会改良主義者は二極に分化した資本と労働との間にいわば第三の道を見だし、この道を歩むことによつて、つまり社会改良主義を推進することによつて、立憲君主体制は安定した発展に導かれるべきことを確信していた。しかしこの第三の道は、

第一次大戦前の段階では必ずしも平坦なものではなかった。以下に示すように、社会改良協会と帝国政府、独占資本との関係は良好ではなく、自由労働組合との関係も、社会改良協会の希望と完全に合致したものではなかったからである。

帝国政府と独占資本に対して社会改良を訴えた時、社会改良協会は社会政策に敵対的な厳しい帝制社会の現実と直面していた。独占資本は社会改良協会の主張に耳を貸さず、協会に結集した者たちを社会主義者の支援者として非難した⁽¹⁾。帝国政府との関係も、ポザドフスキ時代に一時的なつながりが見られたものの⁽²⁾、一般的に良好なものではなかった。社会改良協会の初代会長が社会政策の「新航路」の中断によって失脚していた元プロイセン商務省長官ベルレーブシュであったことからわかるように、社会改良協会はずから政策を実行する上で政治的な基盤を欠いていた。展示会の開催等を通じて社会的な良心に訴えたことが国民の心をとらえ、広範な家内労働法制化のための世論の形成に成功していた家内労働者保護推進運動の場合をのぞけば、第一次大戦前の社会改良協会の活動が具体的な成果に乏しかったのは、一つ

にはそのためであった。国家社会政策と社会改良協会との間に機能的な結びつきは見られなかったのである。

社会改良協会と国家、独占資本との第一次大戦前の関係を象徴的に示していたのが、独占資本の利害を考慮し、産業負担論に依拠してなされた、帝国政府による社会政策の停止宣言であった。時の帝国内務省長官H・デルブリュックは一九一四年一月に、「合理的な社会政策は経済的に可能な限界内にとどまらねばならない」と語り、實質的に社会政策の停止を宣言したのである⁽³⁾。国家のこのような反動的姿勢に社会改良協会は強く反発し、一九一四年五月にベルリンで「社会改良継続のための公開集会」を主催した。出席者の中にはベルレーブシュやフランクはもちろんのこと、社会政策学会会長シュモラーや社会政策の「新航路」の再開が原因で失脚していた(一九〇七年)元帝国内務省長官ポザドフスキ、さらに協会とつながりの深かったキリスト教労働組合やヒルシュ・ドゥンカー労働組合のみならず、自由労働組合やSPDの代表の顔も見つけることができた。左右両陣営を含む参加者の顔ぶれが、そのまま社会改良協会の活動の広がりを示していた。集会において演壇に立ったフランクは

社会政策の産業負担論に真っ向から反論し、逆に労働者の「正義と同権」への要求を承認することによって国内的な二極分化状況の解消に努めることが、ドイツ経済にいっそうの発展をもたらすであろうことを強調した。彼は労働者の同権化こそ帝制社会の存続に不可欠であることを、労働組合に対する不当な弾圧を続ける国家に、「ヘル・イム・ハウゼ」⁽⁴⁾ Herr im Hause 的見地に立脚して労働者を労資関係の対等なパートナーと認めようという独占資本に、それぞれあらためて訴え、彼らに見解の修正を求めた。しかし集会後の動向を見る限り、フランクの意図は理解されなかった。彼は集会後に独占資本側から、「狂信者」とか「盲目の理論家」などという激しい非難を浴びた。⁽⁴⁾ これこそ、社会改良協会が直面していたヴィルヘルム権力国家の現実だったのである。

他方、社会改良協会と労働者組織、とりわけ協会が共同行動を最も強く働きかけた自由労働組合との関係は、国家や独占資本との関係よりもはるかに良好であった。なぜならば、自由労働組合側にも社会改良協会の協力的手を受け入れる余地があったからである。自由労働組合は社会政策を「労働組合が無条件に取り組まなければな

らない」問題として高く評価していたものの、⁽⁵⁾ 国家に働きかけてそのいっそうの推進を実現するには力不足であった。帝国ドイツの階級社会においていわば「祖国なき輩」⁽⁶⁾ であった自由労働組合にとり、国家社会政策に直接的な影響力を行使することは容易なことではなかった。そのために自由労働組合は、国家にたいして社会政策の推進を求めるみずからの運動にブルジョア社会改良家が力を貸すのであれば、それは「歓迎される」と表明していたのである。⁽⁷⁾ ここに、社会改良協会からなされた共同行動の申し出が自由労働組合によって受け入れられる余地があったのである。

社会改良協会と自由労働組合との間で成立した共同行動の中でも、家内労働法制化問題をめぐって一九〇〇年代初頭に両者の間で生まれたものはとりわけ重要である。それはあたかも社会改良協会の「信頼度」⁽⁸⁾ を審査するかのよう、断絶的ながらも一〇年近くにわたって続けられた。その間に家内労働者の保護を求めて、会議や展示会が両者の間で共同開催された。⁽⁹⁾ そしてこれらの家内労働者保護のための取り組みはドイツにおいて家内労働法制化世論の高揚に成功し、家内労働法の成立（一九一一

年)に大きく貢献したのみならず、社会改良協会に対する自由労働組合の評価をも高めることになったのである。社会改良主義陣営と共同で進めた家内労働者保護運動の成功、とりわけ一九〇六年に開かれたベルリン家内労働展示会 *Heimarbeit-Ausstellung zu Berlin* の成功は、自由労働組合内の右派勢力に力をあたえた。たとえば自由労働組合内で改良主義勢力を代表していた T・ライバートは展示会の成功を根拠に、「階級的自制」——社会改良主義陣営との共同行動の推進に慎重な自由労働組合の姿勢を指す——が無用などころか、組合活動の発展にとって好ましくないことを強調していた。「他者がわれわれの馬車に馬をつけるかまえにあるときに、われわれはなぜ彼らを退けねばならないというのであろうか？」と問うたライバートは、社会改良主義者との共同行動を自由労働組合の階級闘争の中に位置づけ、それを積極的に評価していたのである。そればかりか、彼は社会改良協会の活動は「労働者階級全体の利益を目指している」と判断して、志を同じくする R・シュミットらとともに、個人的に社会改良協会に入会するにいたったのである。そしてこれらライバートやシュミットによって代表され

ていた、自由労働組合内で社会改良協会の活動を評価する勢力はしだいにより積極的に協会との共同行動を組合に求めるようになり、たとえば一九一四年の自由労働組合ミュンヘン大会では、自由労働組合が組織として社会改良協会に入会するよう要請もなされた。しかしこの自由労働組合右派の要請は、第一次大戦前の段階では聞き入れられなかった。たしかに自由労働組合の指導者 C・レギンも、自分が社会改良協会の活動の熱心な賛同者であり、社会改良協会との共同行動が自由労働組合にとって有益であることを認めていた。しかしそれにもかかわらず、社会改良協会との「政治見解の対立があまりにもはなはだしい」ことを理由に、協会との共同行動に慎重な組合の従来の方針は依然として変更されず、協会との組織的な結びつきはいっさい拒否されたのである。したがって第一次大戦前の段階では、社会改良協会と自由労働組合との間には、「主役としてわれわれに援助の手を差しだしてくる者をわれわれは必要とはしない。われわれが主役で十分なのである」(レギン)との自由労働組合側の意向に沿って、組合活動に対し「合目的性」を有すると組合側から判断されたときのみ、暫定的な

共同行動が生まれるにとどまった。かくして第一次大戦前の段階では、社会改良協会と自由労働組合との間で共同行動が見られたのは、家内労働法制化運動の際と、上述した、社会政策停止に反対する抗議集会の際に限られたのである。

(1) Vgl. U. Ratz, Sozialreform und Arbeiterschaft, S. 198.

(2) ホザートフスキは一九〇六年のヘルリン家内労働展示会を「主権者から資料の提供を受けた。Vgl. Soziale Praxis, Zentralblatt für Sozialpolitik, 15. Jg., 1906, Sp. 540f. ホザートフスキはその後、家内労働の法制化に踏み切ったが、彼の失脚によってその作業は中断された。

(3) Vgl. K. E. Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz, S. 246. 邦訳書「三五五頁」参照。

(4) Vgl. R. v. Bruch, Bürgerliche Sozialreform im deutschen Kaiserreich, S. 145.

(5) Vgl. Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, Abgehalten zu Gotha vom 16. bis 11. Oktober 1896, Berlin 1896, S. 157.

(6) H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871—1918, 5., durchgesehene und bibliographisch ergänzte Auflage, Göttingen 1983, S. 88. 『ドイツ帝国 一八七一一一九一八

年』大野英二・肥前榮一訳、未来社、一九八三年、一三五頁。

(7) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des vierten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, Abgehalten zu Stuttgart im Juni 1902, Nachdruck, Berlin/Bonn 1979, S. 76.

(8) R. v. Bruch, Bürgerliche Sozialreform im deutschen Kaiserreich, S. 140.

(9) 家内労働問題領域における社会改良協会と自由労働組合との共同行動については、拙稿「ドイツ家内労働者保護問題と社民・改良派の協力体制——第一回全家内労働者保護会議の開催——」津田真澄・山田高生編『社会政策の思想と歴史』大陽寺順一教授還暦記念論文集、千倉書房、一九八五年、二四九～二八五頁、参照。

(10) ヘルリン家内労働展示会は家内労働問題への社会的関心を高め、とりわけヴィルヘルム二世皇后の展示会見学以降、同展示会を訪れることが上流階級の間で一種の流行となった。またその反響は海外にまでおよび、一九〇六年にはロンドンでヘルリン展示会を範とした苦汗産業展示会 Sweated Industries' Exhibition が開かれた。拙稿「ドイツ家内労働者保護問題と社民・改良派の協力体制」二七九頁、参照。

(11) 社会改良協会と自由労働組合との共同行動を支持する立場からこのことばを最初に用いたのは、SPDのW・シ

- 「ナタード」 Vgl. Wilhelm Schröder, Gedanken zur Heinarbeitsausstellung, in: Sozialistische Monatshefte, 1906, Bd. 1, S. 222.
- (21) Vgl. Theodor Leipart, Die gewerkschaftliche Praxis und der Klassenkampfbefanke, in: Sozialistische Monatshefte, 1906, Bd. 2, S. 642 ff.
- (22) Vgl. Klaus Saut, Staat, Industrie, Arbeiterbewegung im Kaiserreich. Zur Innen- und Außenpolitik des Wilhelminischen Deutschlands 1903—1914, Düsseldorf 1974, S. 26 ff.
- (23) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des neunten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands. Abgehalten zu München vom 22. bis 27. Juni 1914, Nachdruck, Berlin/Bonn 1980, S. 175 ff.
- (24) Vgl. ebenda, S. 185.
- (25) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des sechsten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands. Abgehalten zu Hamburg vom 22. bis 27. Juni 1908, Nachdruck, Berlin/Bonn 1979, S. 71.
- (26) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des neunten Kongresses, S. 185.
- (27) Protokoll der Verhandlungen des vierten Kongresses, S. 76.
- (28) Protokoll der Verhandlungen des neunten Kon-

gresses, S. 185.

三 社会改良協会と帝制国家

——むすびにかえて——

第一次世界大戦の勃発を契機に、祖国擁護を大義名分として社会民主主義陣営は帝制国家との和解に踏み切った。自由労働組合はストライキの放棄をよむ戦争協力を明らかにし、SPDはいわゆる「城内平和策」をとるにいたったのである。⁽¹⁾ 社会改良協会との関係にも、このような社会民主主義陣営の戦争協力策の影響はおよんだ。「わが党〔SPD〕の仲間内では、この方面〔SPDとの協力問題〕では最も評判がよいのです」といった社会改良協会への賛辞が、大戦前に社会民主主義陣営から語られるようになった。また一九一五年には、「ブルジョアと社会主義者との間で精神的な共同作業が生まれる可能性と、その条件とを明らかにすること」を目的として、社会民主主義者と社会改良主義者との共同執筆で一冊の本が出版された。⁽²⁾ 貴族院図書館長F・ティメと自由労働組合のレギーンとの共同編集で出版された『新生ドイツにおける労働者階級』と題するこの本の社

会改良主義陣営の執筆者一〇名の中には、「労働者界において多大なる声望」⁽⁴⁾を獲得していた社会改良協会のフランクケ(当時副会長)とW・ツイーマン(第二代事務局長)も含まれていた。⁽⁵⁾そして第一次大戦中におけるこのような社会民主主義陣営と社会改良協会との接近の頂点をなすが、一九一六年に自由労働組合の中央指導機関たる総務委員会 Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands が社会改良協会に入会したことになる。⁽⁶⁾

「社会改良協会は一つの架け橋となった。この架け橋は階級対立と階級闘争との溝、階級対立や階級闘争から生まれた一面的な不信の溝を越え、祖国に国内平和を与えるという共通目標へ誠実な心がまえで向かっていった男女を一同に集めたのである」⁽⁷⁾

一九一九年にベルレーブシュがこのように語ったのは、おそらく、第一次大戦中に見られた社会改良協会と社会民主主義陣営との急速な接近を彼が評価してのことであろう。たしかに戦争の勃発という国家的非常時は、第三の道歩む「労資間の調停者」⁽⁸⁾としての社会改良協会の存在意義を高めたといえる。前述のごとく、社会改良協

会の社会民主主義者との共同行動の場は広がったし、このように戦前・戦中の活動を通じて社会改良協会が労働者界から獲得した「多大なる声望」は、崩壊寸前にあった国家の注目するところとなり、帝国の延命手段として利用されようとした。⁽⁹⁾だが、なるほどこのようにして社会改良協会は、一時的には階級対立の「架け橋」としての役目を果たすことができたのかもしれないが、協会の立場からすれば、それも結局のところ効を奏さなかったことになる。なぜならば、社会改良協会が防ごうとしていた革命が最終的には発生し、帝制国家が崩壊してしまっただからである。

「革命や敗戦がわが民族や祖国を崩壊させてしまい、わが協会のこれまでの活動のいかなく、猛烈な勢いで通り過ぎていくのを、わたしは自分に隠しようがありません。われわれは脇に押しやられ、取り残されてしまったのです」⁽¹⁰⁾

一九一九年にフランクケはベルレーブシュにあてた手紙にこのように記していた。そこには、自らの努力にもかかわらず立憲君主体制が崩壊してしまったことへの、フランクケの深い挫折感がうかがえる。なるほど、戦前・戦

中を通じておこなわれた社会改良協会の活動がまったく無益であったというわけではなからう。とりわけ自由労働組合との関係に關していえば、協会が自由労働組合の右派勢力とのつながりを獲得することに成功していたことは、注目されてしかるべきである。レギーンの後継者として一九二一年に自由労働組合^{II}ドイツ労働組合総同盟 *Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund* を率いることになったライバートが戦前から社会改良協会の活動を積極的に評価し、それを自己の改良主義路線の正しさの論拠としていたことを考えるならば、社会改良協会が自由労働組合における労使協調的な改良主義路線の定着に一役買っていたともいえよう。その意味で社会改良協会の活動は「ブルジョア階級と社会民主主義者との接近の下ごしらえ」として評価することができるのである。⁽¹¹⁾だが第二帝制期の社会改良協会の最大目標が立憲君主体制の維持にあったことを考えるならば、協会の活動は最終的には失敗に終わってしまったといわざるをえないのである。

社会改良協会が長らく要求していた労働者の同権化は、ヴァイマル体制の成立とともにその大綱が一九一九年の

ヴァイマル憲法において法制化され、以後各種の法令によって具体化されることになった。だがそれにもかかわらず、フランケは次のように述べていたのであった。

「われわれが望んでいなかった一九一八年一月の革命は、社会政策の分野において、既に旧権力の支配のもとでもわが〔社会改良〕協会の中で共有財産として要求されていた改良の道へと進んで行ったのでした。改良の道を認め、それを実行に移すには、革命は絶対に必要ではなかったのです。……革命がおこらずとも、社会改良の道、もしくはそれと同様の道は切り開かれたであろうと、わたしはあえて主張するものであります。⁽¹²⁾」

一九二一年にこのように述べていたフランケは、ヴァイマル新体制において「多くのことを我慢しなければならぬ——見解が異なるにもかかわらず」と考えていた。彼がこのような「我慢」をする覚悟をしたのは、「ふたたび社会改良協会が必要とされる時⁽¹³⁾」が必ずしや到来すると彼が確信していたためだからであるが、その時を彼が迎えることは二度となかった。高齢を理由としたベルレーブシュの会長辞任を受けて社会改良協会の第二代会長に就任したその翌年に、ジュネーブで開かれた国

際労働者会議の帰途、フライブルクでフランケは客死した。

「フランケの本当の価値は、社会政策に従事することが当時の支配階級のもとではまだ赤旗を支持すると公言するに等しかった時代の中に、……それが神の御心にかかった貧困に対する不可解な愛情と受け取られていた時代の中にある。」

フランケの死にあたって、SPDの機関紙『フォアヴェルト』Vorwärts は適切にもフランケをこのように評価していたが、そこに記されていたことは、たんにフランケ個人にとどまらず、第二帝制期の社会改良協会全体にあてはまることだったのである。第二帝制の後を追うかのようなフランケの突然の死は、あたかも立憲君主体制の維持を頂点に据えた社会改良主義の終わりを象徴しているかのようであった。労働者の経済的、社会的、政治的同権化を軸に社会国家の建設が進められようとしていたヴァイマル体制期は、もはや彼やベルレーブシュラ「ドイツ社会改良の旧マイスター」⁽¹⁶⁾の時代ではなかったのである。ヴァイマル体制の成立により、社会改良協会もまた生まれかわらなければならなかったのである。⁽¹⁷⁾

(1) 第一次大戦中のSPDならびに自由労働組合について
¹⁵⁾ Vgl. Helga Grebing, Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, München 1970, S. 139 ff.

(2) Brief Hugo Haunemanns an Friedrich Thimme am 26. März 1915, zitiert nach, U. Ratz, Die Arbeiterschaft im neuen Deutschland. Eine bürgerlich-sozialdemokratische Arbeitsgemeinschaft aus dem Jahre 1915, in: Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, 7. Jg., Heft 13, 1971, S. 20 f.

(3) Die Arbeiterschaft im neuen Deutschland, hrsg. von Friedrich Thimme und Carl Legien, Leipzig 1915.

(4) U. Ratz, Die Arbeiterschaft im neuen Deutschland, S. 4.

(5) 『新生ドイツにおける労働者階級』の、フランケ、ツィーマーマン、ティメ以外の社会改良主義陣営の執筆者は、以下に示すように論壇社会主義者によって占められていた。H・オンケル(ハイデルベルク大学)、『F・マイネッケ(ホルリン大学)』、『G・アンシュッツ(ホルリン大学)』、『E・ヤッフェ(ミュンヘン大学)』、『F・テニエス(キール大学)』、『E・トレルチ(ベルリン大学)』、『P・ナートルブ(マールブルク大学)』。またレギーン以外の社会民主主義陣営の執筆者は次のとおり。G・ノスケ、A・ヴィンニヒヒ、P・シャイデマン、P・ヒルシュ、R・ハイネマン、P・レン

- ナド、R・ナドマン、D・ウイントラー、H・ナハン。Vgl. Die Arbeiterschaft im neuen Deutschland, S. VI.
- (9) Vgl. Gerhard A. Ritter, Staat, Arbeiterschaft und Arbeiterbewegung in Deutschland. Von Vornitz bis zum Ende der Weimarer Republik, Berlin/Bonn 1980, S. 138.
- (10) Ludwig Preller, Sozialpolitik in der Weimarer Republik, Unveränderte Nachdruck des erstmals 1949 erschienenen Werkes, Düsseldorf 1978, S. 205 f.
- (11) Ebenda, S. 206.
- (12) 一九一八年一〇月に成立した第二帝制期最後のマックス・フォン・ヌーレン内閣の労働大臣に就任したマックス・ケが要請されたのは、「労賃間の調停者」としての彼の手腕が期待されたことであった。だがフランケは労働問題の実務家よりも政治家の方が大臣には適しているとして、この要請を拒否した。Vgl. ebenda, S. 205.
- (13) Brief E. Franckes an H. Frhr. v. Berlepsch am 18. April 1919, zit. nach, Gerhard Müller, Gesellschaft für soziale Reform (GfSR) 1901—1936, in: Lexikon zur Parteingeschichte. Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789—1845), hrsg. von Dieter Fricke u. a., Bd. 3, Leipzig 1985, S. 47.
- (14) Vgl. R. v. Bruch, Bürgerliche Sozialreform im deutschen Kaiserreich, S. 145.
- (15) Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, Heft 73, Verhandlungen der 8. Generalversammlung der Gesellschaft für Soziale Reform am 2., 3. Mai 1918, Jena 1921, S. 10 und 20.
- (16) Brief E. Franckes an H. Frhr. v. Berlepsch, (14) Ebenda.
- (17) Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt, 30. Jg, 1921, Sp. 1335.
- (18) Ebenda, Sp. 1334.
- (19) 社会改良協会は一九三六年に解散したが、その後一九四九年に西ドイツにおいて社会進歩協会 (Gesellschaft für Sozialen Fortschritt) と名称を改めて再結成された。このことについては、マニヤン体制期以降の社会改良協会・社会進歩協会の活動については、また別の機会に論じてみたい。

(一橋大学専任講師)